

【別表1】補助制度の概要

事業名	建設事業		建物購入事業		改修事業		災害支援事業
区分	新築	集会施設のなかった地域に建設	建物購入	既存の建物を集会施設として購入（改修を含む）	改修	既存集会施設の模様替え、又は修繕	既存集会施設の原状回復
	改築	既存集会施設の建て替え					市長が特別な事情があると認めるもの
	増築	既存集会施設の床面積の増加					
補助金額 (千円未満の端数を切り捨てる)	① 補助対象面積×補助単価×1/4						① 災害支援事業については、補助対象面積×補助単価×1/2
補助対象	① 各事業にかかる建物の床面積が33㎡以上であること。 ② 補助対象経費が50万円以上であること。ただし、災害支援事業については、10万円以上であること。						
補助対象経費	別表3のとおりとする。						
補助対象面積	① 工事面積（建物購入事業の場合は購入面積）のうち、壁、建具等により風雨を防ぎうる部分の床面積で、地域公益活動等に必要な範囲とする。 ② 198㎡を限度とする。 ③ 屋外倉庫（同一敷地内の集会施設付属用途に限る。） ④ 床面積の算定は、各階ごとに、壁又はその他の区画の中心線で囲まれた水平投影面積を測定して行うものとし、小数点以下第2位未満を切捨てる。 ⑤ 複合施設に係る共有部分は、それぞれの専有面積により按分する。						
補助単価	① 工事請負契約（建物購入事業は、売買契約）締結日の属する年度の公立文教施設整備に係る補助単価（広島県小中学校校舎）を上限とする実施単価とする。ただし、改修事業は、木造新築の場合の上限補助単価の1/2を上限とする実施単価とする。 ② 実施単価は、補助対象経費を事業対象面積で除した額とする。 ③ 100円未満の端数は切捨てる。						
完成の時期	① 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証交付の日とする。 ② 建築基準法の適用を受けない地域又は事業については、工事完了の日とする。ただし、建物購入事業の場合で、改修工事をしないときは、建物所有権移転登記完了日とする。						
備考	① 移転補償金により整備される事業は、補助の対象としない。ただし、既存施設に比し床面積を増加させて整備するときは、増加した床面積について補助の対象とする。この場合において、移転補償金の一部を増加した床面積の整備に要する経費に充当するときは、増加した床面積の整備に要する経費から充当した移転補償金の額を差し引いた額を補助対象経費とする。火災保険金により整備される事業は、地域集会施設補助金と火災保険金の合計額が整備に要する経費を上回る場合は、整備に要する経費から火災保険金を差し引いた額を地域集会施設補助金の限度額とする。 ② 他の補助金を活用する事業であるときは、この補助金は交付しない。						